

「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」の概要

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成16年法律第151号)

平成19年4月1日施行

総則
認証制度

◆裁判外紛争解決手続の基本理念, 国等の責務

◆民間紛争解決手続(民間団体による調停・あっせん等の和解の仲介)の業務を対象として, 法務大臣が認証

◆認証を受けた手続には, 時効中断等の特例を付与 ⇒ **利便の向上**

従前の状況

- 裁判外紛争解決手続の認知理解の不足
- 情報不足(利用を躊躇)
- 制度上の制約(利便性の不足)

司法制度改革審議会意見 (H13.6.12)

- ADRが, 国民にとって裁判と並ぶ選択肢となるよう, その拡充, 活性化を図るべき
- 共通的な制度基盤を整備すべき

認証制度の概要

民間事業者

申請

申請は任意

法務大臣

- ・認証基準の審査
- ・暴力団員等の不適格者の排除

認証

認証紛争解決事業者

- ・事務所の掲示, 利用者への説明
- ・弁護士法の例外(紛争の分野に応じた専門家による紛争解決)
- ・時効中断効等の特例

法務大臣の監督

認証した業務の詳細な情報を公表

認証を受けた紛争解決のサービスを提供

国民

紛争の当事者

- より身近に紛争解決サービスを提供する民間事業者が増加
- 自己の紛争の解決を図るのに適した紛争解決サービスの選択の目安を容易に取得
- 暴力団員等の関与の排除により, 安心して紛争解決を依頼
- 時効中断効等の特例により利便性が向上

民間事業者の裁判外紛争解決手続が拡充・活性化

国民の紛争解決のニーズに的確に対応し, 裁判以外での紛争解決を促進